

○防衛省令第六号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

防衛大臣 稲田 朋美

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和三十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び調査」の下に「（以下「試験研究等」という。）」を加え、「印刷物、写真若しくは映写用器材又は試験、研究若しくは設計に必要な器具器材をその試験、研究又は調査」を「機械器具、印刷物、写真、映写用器材その他これらに準ずる物品（以下「機械器具等」という。）を当該試験研究等」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 防衛省の委託を受けて試験研究等を行つた学校法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機

関法人、地方独立行政法人、公益社団法人又は公益財団法人（以下「学校法人等」という。）が、その後引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関連する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該学校法人等に対し、機械器具等を貸し付けるとき

第三条中「同条第四号」を「同条第五号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。